

北海道・札幌市海外展開連携推進協議会 令和5年度収支予算

【協議会実施事業】

区分	項目	予算合計	収支予算額		備考
		金額(円)	科目	金額(円)	
収入	北海道負担金	17,300,000	北海道負担金	17,300,000	
	札幌市負担金	18,300,000	札幌市負担金	18,300,000	
	収入合計	35,600,000		35,600,000	
支出	多様なグローバルリスクに対応した道産品輸出拡大事業費		委託料	22,529,363	
			役務費	40,000	
			需用費	40,000	
			使用料・貸借料	40,000	
			旅費	1,350,400	
			助成金		
	小計	24,000,000		23,999,763	札幌市 12,000千円 北海道 12,000千円
	DX等ビジネス共創支援事業費		委託料	10,221,508	
			役務費	92,400	
			旅費	1,280,000	
			使用料	3,000	
			需用費	3,000	
	小計	11,600,000		11,599,908	札幌市 6,300千円 北海道 5,300千円
支出合計	35,600,000		35,599,671		

令和5年度 多様なグローバルリスクに対応した道産品輸出拡大事業

1 事業目的

世界情勢が大きく変化中、海外需要を取り込み、道内地域の活性化を図るためには、関係機関と連携し、多様なグローバルリスクに柔軟に対応し、輸出拡大の取組を進めることが重要であるため、道と札幌市が連携し、JETROや金融機関等の海外ネットワークを活用しながら、リスクマネジメントに関するセミナーやオンラインとリアルを併用した商談などを実施し、道内企業のビジネスチャンスの拡大を図る。

2 事業内容

(1)対象市場国・地域

ASEAN(シンガポール、タイ)、台湾、香港、欧州

(2)分野

道産品:道内で製造または加工されたもの全般(道産の食品、化粧品、工芸品・家具等)

※ただし、食品については国の輸出重点品目を核に事業を進める。

(3)内容

【対象市場・地域:ASEAN(シンガポール、タイ)、台湾、香港】

- ①輸出スキルアップセミナーの開催
- ②現地バイヤーと道内企業とのオンライン商談
- ③現地飲食店シェフ等を対象とした試食プレゼン会・オンライン商談

【対象市場・地域:欧州】

- ④テストマーケティングの実施
- ⑤欧州市場の可能性等に関するセミナーの開催

1 事業目的

時期	場所・手法等	エリア		内容	備考
		ASEAN等	欧州		
8月～9月	道内	○	○	道内企業募集(セミナー・商談)	・委託事業として実施する。 ・委託開始前の期間における事業周知等は必要に応じ、協議会で実施する。
10月頃	道内会場・オンラインの併用	○		輸出スキルアップセミナーの開催	
10～1月頃	オンライン(道内会場)	○		オンライン商談の実施	
11月頃	道内	○		道内企業募集(試食プレゼン会)	
11月～12月	欧州		○	テストマーケティングの実施	
12月	道内		○	道内企業募集(セミナー)	
12月頃	香港 ※オンライン併用	○		試食プレゼン会開催・オンライン商談の実施	
12月頃 <small>試食プレゼン会終了後～2月</small>	オンライン(道内会場)	○		(試食プレゼン会の)フォローアップ商談の実施	
1月			○	欧州輸出可能性セミナーの開催	
2月頃		○	○	事業実績報告書作成	

4 事業概要

各市場での商品定着化に向けて、(1)～(4)の事業に取り組む。

(1) 輸出スキルアップセミナーの開催

- ・道内事業者に対し、海外展開におけるリスクマネジメントや商談スキル向上のためのセミナーを実施
- ・道内事業者が商談の際に活用出来る提案資料の作成、資料のブラッシュアップを支援

(2) 現地バイヤーとの商談支援

- ・道内企業と現地バイヤーとのオンライン商談設定・実施・フォローアップ

(3) 現地飲食店シェフ等を対象とした試食プレゼン会の開催

- ・現地飲食店シェフ等を対象に道産食品を使ったメニュー提供やプレゼン及び道内企業との商談(オンライン併用)を実施
- ・参加した道内企業に対し、フォローアップ商談、商談時の支援を実施

(4) テストマーケティングの実施

- ・欧州の現地小売店や展示会等における道産品のテストマーケティングの実施や現地バイヤー等へ道産品を提案を通じ、市場ニーズ調査を実施する。

(5) 欧州市場の可能性等に関するセミナーの開催

- ・欧州への海外展開を検討する道内事業者等に対し、欧州市場における道産品の可能性((4)テストマーケティングの分析結果)や欧州への海外展開におけるリスクマネジメント等についてセミナーを実施

令和5年度 DX等ビジネス共創支援事業費計画

1 事業目的

道内企業が持つ技術・ノウハウへの海外からのニーズを捉え、北海道と札幌市が連携しながらDX等のビジネスに係る海外販路拡大を支援するとともに、道内企業が海外企業からの技術や人材を取り込むことで、双方企業の互恵的発展を図る。

2 事業内容

(1)対象国

- 海外販路拡大支援 : 台湾、中国、ベトナム、欧州(ドイツ)
- 国際ビジネス人材支援 : 全世界

(2)対象分野

DX・環境分野等の技術・製品・ノウハウ等

(3)内容

- 海外販路拡大支援 展示会出展、オンライン商談実施、ビジネス交流会、ビジネスフォーラム実施等
- 国際ビジネス人材支援 交流会・合同企業説明会等開催

3 事業スケジュール

時期	場所(会場等)	内容(規模、対象、方法等)	備考
11月～3月	・札幌市内	・交流会、合同企業説明会等開催	
10月	・台湾(台北市内予定)	・現地展示会出展	・Taiwan Innotech ExpoまたはTAITRONICSへの出展を予定
11～2月 (随時実施)	・札幌市内他	・オンライン商談や現地でのビジネス交流の実施	・道内企業が有する製品や技術等の売り込みだけでなく、技術提携や共同開発等のパートナー企業、道内企業への出資等を呼び込む。(中国・ベトナム)
11～2月	・札幌市内他	・ビジネス交流会等の実施	・ドイツ企業等との交流会を予定
11～2月	・札幌市内他	・ビジネスフォーラム等の実施	・海外都市で開催予定
1月～3月 (随時実施)	・札幌市内他	・展示会・オンライン商談のフォローアップ	・商談状況の確認、助言等予定

4 事業概要

■海外販路拡大支援

- 展示会出展
 - ・台湾で開催のTaiwan Innotech ExpoまたはTAITRONICSに出展(予定)
- オンライン商談実施
 - ・中国・ベトナムの企業を対象として、オンライン商談や現地でのビジネス交流を実施
- ビジネス交流会等実施
 - ・欧州(ドイツ)の企業を対象として、ビジネス交流会(情報交換、商談)等を実施
- ビジネスフォーラムの実施
 - ・海外都市でビジネスフォーラムを実施

【主な実施項目】

- (1)道内参加企業の掘り起こし
幅広く道内企業を掘り起こし、展示会・商談会等への参加を促す。
- (2)現地企業の掘り起こし(台湾、中国、ベトナム、欧州(ドイツ))
現地で求められている技術・ノウハウを正確に把握し、道内企業との商談に繋げる。
技術等の売り込みだけでなく、技術提携や共同開発等のパートナー企業、出資の呼び込み等、道内企業の海外展開ニーズに広く対応するよう、現地企業を掘り起こす。
- (3)商談等に向けた事前準備
道内企業の持つ技術・ノウハウ、海外進出ニーズをより正確に把握することで、商談のミスマッチを避け、成約率の向上に繋げる。
また、他の輸出支援団体(JETRO、JICA等)の取組を併用し、相乗効果を発揮できるように準備を進める。
- (4)各取組(展示会出展・商談・交流会・ビジネスフォーラム実施)実施
展示会でのPR、個別商談、意見交換等の場を設定。
- (5)フォローアップ
展示会・オンライン商談終了後、電話やメール、オンライン等も活用することにより、継続的に道内企業をハンズオン支援する。

■国際ビジネス人材支援

- 交流会、合同企業説明会等開催
 - ・国際人材受け入れを希望する道内企業を対象として、交流会、合同企業説明会等を開催

【主な実施項目】

- (1)交流会、合同企業説明会の開催
国際ビジネス人材と市内企業との相互交流及び情報交換の場として、交流会、合同企業説明会を開催。

北海道・札幌市海外展開連携推進協議会規約

改正 令和5年6月26日

(名 称)

第1条 本組織は、北海道・札幌市海外展開連携推進協議会（以下、「本協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本協議会は、北海道と札幌市が連携して、海外事務所、海外駐在員及び現地のネットワークを活用し、道産の製品、技術及びサービスに関して成長著しい海外市場への参入を促進することにより、道内企業等の輸出拡大を支援し、北海道経済の活性化と地方創生を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 海外市場を開拓するための現地調査、道内企業等への情報提供及び人的交流の促進に係る事業
- (2) 道内企業等の海外展開に向けた展示会の出展等プロモーションの支援に係る事業
- (3) 道内企業等の海外市場進出に向けた商流・物流の開拓・促進に係る事業
- (4) 道内企業等の輸出促進に向けた掘り起こし及び情報収集に係る事業
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 本協議会の構成員は、別表1のとおりとする。

- 2 本協議会の会長、副会長は総会において互選により選出する。

(事業の実施)

第5条 本協議会の事業を効果的に実施するため、海外拠点若しくは現地のネットワークを有する金融機関及び海外展開支援機関（以下、「参加機関」という。）の参加協力を得ることとする。

- 2 前項の目的を達成するため、海外展開連携推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置することができる。
- 3 推進会議においては、第3条に規定する事業のほか、広く道内企業の輸出拡大や海外からの投資受入等について、参加機関の相互の協力体制の構築に努めることとする。
- 4 推進会議の参加機関は別に定める。

(総 会)

第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、会長又は副会長が必要と認めたときに開催する。

(総会の招集)

第7条 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第8条 総会において、北海道経済部経済企画局国際経済担当局長及び札幌市経済観光局産業振興部長は、各1個の議決権を有する。

- 2 総会においては、前条によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長は議決を留保し、参加機関や産業団体などの意見を踏まえ、次回の総会に再び提案できるものとする。

(総会の機能)

第9条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 本協議会規約の変更に関すること。
- (4) 本協議会の解散に関すること。
- (5) 構成員の除名及び役員解任に関すること。
- (6) その他本協議会の運営に係る重要な事項に関すること。

(書面又は代理人による表決)

第10条 やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに本協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本協議会に提出しなければならない。

(事業年度)

第11条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第12条 本協議会の事業計画及び収支予算は、各年度の事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第13条 本協議会の事業報告及び収支決算は、各年度の事業終了後に総会の議決を得なければならない。

(資金)

第14条 本協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 負担金
- (2) その他の収入

(負担金の割合)

第15条 北海道及び札幌市は均等に負担金を支出する。

(事務局)

第16条 本協議会の事務を処理するため、本協議会に事務局を置く。

- 2 本協議会の運営等事務処理に必要な規程については別に定める。

(剰余金)

第17条 剰余金は、事業年度毎に北海道及び札幌市がそれぞれ所管する実施事業別に精算し返納するものとする。なお、北海道及び札幌市双方で所管する実施事業の剰余金は折半とし、端数が生じた場合は会長の属する方へ返納する。

(欠損金)

第18条 欠損金が生じた場合は、北海道及び札幌市が負担する。欠損金の負担額については、北海道及び札幌市双方協議の上、決定するものとする。

(責任分担)

第19条 事業の実施に当たり事故が生じた場合は、北海道及び札幌市の相互の協力の下、問題の解決に当たらなければならない。

附 則

この規約は、平成28年7月20日から施行する。

附 則 (令和2年7月22日改正)

この規約は、令和2年7月22日から施行する。

附 則 (令和3年4月5日改正)

この規約は、令和3年4月5日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日改正)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月26日改正)

この規約は、令和5年6月26日から施行する。

別表1

名 称	構 成 員
北海道	経済部経済企画局国際経済担当局長
札幌市	経済観光局産業振興部長 経済戦略推進部長

北海道・札幌市海外展開連携推進協議会運営規程

改正 令和5年6月26日

第1（趣旨）

北海道・札幌市海外展開連携推進協議会（以下、「本協議会」という。）の運営及び業務執行に関し必要な事項はこの規程の定めるところによる。

第2（事業計画）

（1）本協議会の事業計画は、各年度の事業開始までに作成する。

（2）事業計画の内容等を変更するときは、あらかじめ、会長及び副会長の承認を得ること。なお、会長及び副会長の事前承認を必要とする事業内容の変更とは、次の場合をいう。

ア 各事業の全部又は一部中止しようとするとき。

イ 各事業の内容を変更するとき（事業計画の細部の変更など軽微なものは除く）。

ウ 負担金の金額を変更するとき。

第3（事務局）

（1）本協議会の事務を執行するために、事務局に次の職員を配置する。

（2）事務局長を北海道経済部経済企画局国際経済課（以下、「国際経済課」という。）課長、事務局次長を札幌市経済観光局産業振興部（以下、「産業振興部」という。）地域産業振興課長及び札幌市経済観光局経済戦略推進部（以下、「経済戦略推進部」という。）産業立地・戦略推進課長をもって充てる。

（3）事務局長、事務局次長のほかに事務局員を配置し、それぞれ国際経済課、産業振興部及び経済戦略推進部の職員をもって充てる。

第4（業務）

事務局は本協議会が決定した方針等に従い本協議会の業務を執行することとし、業務内容は別表のとおりとする。

第5（事務決裁）

（1）業務執行に必要な会計支出等の事務処理については、事務局長の決裁を得なければならない。

（2）事務局長が不在の場合は、事務局次長が代決することができる。

（3）札幌市において、各事業に関する決裁にあたっては、当該事業を所管する事務局次長が行う。

第6（各事業の実施）

（1）本協議会規約第3条に規定する各事業は、北海道及び札幌市の相互の協力の下で実施する。

（2）各事業において業務の効率化を図るため、専門的知識や経験を有する者に事業の一部を委託することができる。

第7（文書管理）

（1）事務局長は、收受した到達文書を速やかに処理しなければならない。

（2）事務局長は、意思決定に至る過程並びに当該事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、決定書・報告書等の文書を作成しなければならない。

（3）会議の開催に関する文書（議事録を含む。）、内部の打合せ、外部の者との折衝等を含め、事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録は文書を作成しなければならない。

（4）文書の保存期間は、事業年度終了日の翌日から起算し、5年間とする。

（5）事務局長は、常に文書の所在を明らかにし、保管を行わなければならない。

（6）本協議会解散後の文書の引継先は、当該事業における北海道の所管部署とする。

（7）保存期間を満了した文書を廃棄するときは、裁断、溶解、焼却等適切な方法によらなけれ

ばならない。

- (8) 個人情報等を含む取扱注意文書の管理に当たっては、その内容が関係者以外の者に漏れることがないように、細心の注意を払わなければならない。

第8（会計管理）

- (1) 事務局長は、本協議会の口座を開設し、予算を管理する。
- (2) 各事業の契約主体となる事業会計責任者は事務局長をもって充てる。
- (3) 会計事務の処理に当たっては、収入・支出状況表、支出予定表、証拠書類台帳、その他必要な書類・簿冊を備え付けて行わなければならない。
- (4) 本協議会の事業の支出は、毎年度、3月31日までに支払いを完了しなければならない。

第9（その他）

この規程に定めのない事項については、本協議会において別途定める経費支出マニュアルに基づくものとする。

附 則

この規程は、平成28年7月20日から施行する。

附 則（令和2年7月22日改正）

この規程は、令和2年7月22日から施行する。

附 則（令和3年4月5日改正）

この規程は、令和3年4月5日から施行する。

附 則（令和4年4月1日改正）

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月26日改正）

この規約は、令和5年6月26日から施行する。

業務内容及び分担

業 務 内 容	担 当
(1) 予算管理の総括に関する事 (2) 支出決定に関する事 (3) 支出計画に関する事 (4) 委託費等の概算払に関する事 (5) 支出実績の確認に関する事 (6) 予算執行に関する連絡調整に関する事 (7) 協議会口座の開設及び管理に関する事 (8) 領収書等証拠書類の管理に関する事 (9) 協議会会員間の連携、調整に関する事 (10) 協議会の開催に関する事 (11) 推進会議の開催に関する事 (12) 海外との連絡調整に関する事 (13) 民間企業、市町村等との連絡調整に関する事 (14) 北海道及び札幌市が実施する他の事業との連携、調整に関する事 (15) その他協議会の庶務に関する事	・北海道経済部 経済企画局 国際経済課 ・札幌市経済観光局 産業振興部 地域産業振興課 経済戦略推進部 産業立地・戦略推進課